

注意事項

- ・製品プラスチックのうち、厚さが5mm以上のまな板などは収集対象外です
- ・モバイルバッテリー、電子タバコ、電動歯ブラシなど、一見プラスチック製に見えるものでもリチウムイオン電池が含まれている製品があります。これらは衝撃を受けると発火するおそれがあり、非常に危険です。誤ってプラスチックごみに出さないよう、ご注意ください

プラスチックごみ分別収集の目的

市は、第6次釜石市総合計画の主な施策の一つとして「地球環境に配慮したまちづくりの推進」を掲げ、さらにはゼロカーボンシティを目指しています。CO2の排出削減、ごみ排出量削減に努め、脱炭素社会の実現を目指しています。

また、ごみの分別・減量を通じて、ごみ処理経費の削減にも取り組んでいきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

Q & A

Q1 調味料などが入っているチューブ類も洗って出さなければいけませんか？

A1 洗いにくいものは、そのまま一般ごみとして出して構いません。

Q2 プラスチックに貼られているシールは、はがさなければいけませんか？

A2 はがさず出しても構いません。

Q3 発泡スチロールやプラスチック製のかごなど50cmを超える大きなものは何に分類されますか？

A3 50cmを超えるものは粗大ごみに分類され、処分には事前予約（☎ 28-4147）が必要です。ただし、発泡スチロールや薄い素材のプラスチックなど簡単に裁断できるものは、50cm以下に裁断し、プラスチックごみとして出してください。

4月から粗大ごみの収集が月1回になります

収集日 毎月第3火曜日

予約受付 収集日の前の週 月曜日～金曜日まで（土・日曜日、祝日を除く） 粗大ごみ予約 ☎ 28-4147

予約が集中し、電話が繋がりにくいことがありますのでご了承ください。時間をあけてかけるなどのご協力をお願いします。収集予定数に達した場合は、受付を終了します。

1回の予約で2個まで収集します。収集日の8時までにごみ集積所までお運びください。

粗大ごみや廃家電を「無許可」で無料回収する業者を利用しないでください

家庭から出るごみの収集運搬は、市が許可した業者のみ行います。

「〇月〇日に回収しますので家の前に置いておいてください」などのチラシを投函し、訪問回収する業者は注意が必要です。

無許可の業者に引き渡すと、不法投棄・不適正処理・不適切な管理による火災などのおそれがある他、全国では違法な回収業者に「無料回収と言いつつ高額な処理費用を請求された」という事例もあります。

家庭のごみを捨てる場合は「一般廃棄物処理業許可」がある業者をご利用ください。

問い合わせ 市生活環境課 廃棄物対策係 ☎ 27-8453

プラスチックごみの分別収集を開始します



問い合わせ 市生活環境課 廃棄物対策係 ☎ 27-8453

収集対象となるプラスチックごみ

原則として大きさが50cm以下で、プラスチック素材100%のものが対象です。

①プラスチック製容器包装 (プラマーク付き)

- プラスチック製のカップ・パック類
- ペットボトルのキャップ・ラベル
- 発泡スチロール・食品トレイなど



②製品プラスチック (プラマークなし)

- プラスチックのみでできた製品のうち
- CD・DVD
 - 食器
 - バケツなど

収集日

これまで ペットボトル収集日
(月1回)

4月～ ペットボトル
プラスチックごみ 収集日
(月1回)

詳しくは、本号とともに配布の「ごみの分け方・出し方ガイドブック」、「令和7年度版ごみカレンダー」をご覧ください。
このガイドブックは毎年発行されるものではありませんので、大切に保管してください。

出し方

①生ごみや土を取り除いてください。

②洗剤で汚れを落としてください。（特に食品が入っていたものは油分や塩分を洗剤で落としてください）

③プラスチック製容器包装と製品プラスチックと一緒に、透明または半透明の袋に入れ、収集日当日の8時までに、ごみ集積所に出してください。
ペットボトルとは別の袋に入れてください。